

公共施設等個別施設の方向性について
(答 申)

2026年（令和8年）2月
安芸太田町行財政審議会

目 次

1. はじめに	1
2. 見直しの視点	2
3. 対象施設の見直し状況	3
4. 個別施設の見直し方向	4
(1) 町民文化施設	5
① 集会施設	
② 文化施設	
(2) 社会教育施設	7
① 図書館	
② 資料館等	
(3) スポーツ・観光レクリエーション施設	9
① スポーツ施設	
② 保養施設	
③ 観光レクリエーション施設	
(4) 産業施設	12
(5) 子育て支援施設	13
① 幼保・こども園	
② 幼児・児童施設	
(6) 保健・福祉施設	15
① 高齢者福祉施設	
② 保健施設	
③ その他の社会福祉施設	
(7) 行政施設	18
① 庁舎等	
② ごみ処理施設	
(8) 医療施設	20
① 病院等	
② 医師住宅等	
(9) その他施設	22
① 火葬場	
② 屯所・災害備蓄倉庫等	
(参考資料)	
○安芸太田町行財政審議会 審議経過	24
○安芸太田町行財政審議会 委員名簿	25

公共施設等個別施設の方向性について

1. はじめに

安芸太田町では、合併以降も人口減少や少子高齢化が急激に進んでおり、町民への将来的な財政負担の増加が懸念されることから、実情を踏まえた公共施設のあるべき姿を検討するための基本方針として、平成29年3月に、令和17年度までの20年間を期間とした「安芸太田町公共施設等総合管理計画」が策定された。また、令和3年3月には、個別施設の計画的な維持管理・更新等の推進を目的として「安芸太田町公共施設等個別施設計画」が策定されている。

こうした計画の下で、これまで学校適正配置などの大規模な公共施設の縮減整理が行われてきたが、近年では、令和3年度に「人材育成・交流センター（黎明館）」、令和6年度に「もりみんハイツ」などの公共施設の新設が続いており、今後も「道の駅再整備計画」による施設の増加なども見込まれているため、公共施設の総量の適正化に向けた一層の取組みが求められている。

このような状況の中、令和8年度からの10年間は計画の折り返し期間となるため、施設ごとにそのあり方を見直し、建物資産の縮減を含めた取組を更に加速させる必要があることから、安芸太田町長から「公共施設等個別施設の方向性について」諮問を受けたところである。

本審議会では、審議を進めていく上で、施設の必要性や老朽化、民間活用の可能性など5項目の見直しの視点を設定し、個別施設の方向性について慎重かつ精力的に審議を行い、本答申を取りまとめた。

今後、その実現に向けて、とりわけ公共施設の地元譲渡に当たっては、地域の実情を十分に考慮した上で、地元との丁寧な協議を重ねていただくことをお願いしたい。また、引き続き、行政財産として町が所有する施設にあっては、施設の特性に応じて、指定管理等による効率的かつ効果的な維持管理に努めるとともに、運営コストについても費用対効果の観点から厳密に精査し、財政負担の軽減に向けて鋭意取り組んでいただくことを期待する。

なお、本答申を受けて改訂される個別施設計画については、計画的かつ着実な実行を図るとともに、後半10年間という期間を考慮して、進捗状況を踏まえた不断の見直しが必要であり、社会情勢の変化や人口の推移、施設の利用状況等を踏まえつつ、状況に応じて柔軟に見直しを図られたい。

2. 見直しの視点

対象とする個別施設のあり方を検討する基準として次のとおり設定した。

① 施設の必要性

人口減少や社会情勢の変化とともに稼働状況が低迷し、その存在意義や必要性が低下した施設については、廃止を視野に入れた検討を進める。

② 施設の老朽化

残存耐用年数や施設の劣化度、安全性、耐震性、今後の大規模改修の見通しなども勘案した上で、費用対効果の観点から施設の方向性を検討する。

③ 施設の集約化

将来を見据えた利用の可能性を考慮し施設の集約化等を進めることにより、類似施設の総量の適正化を図るとともに、効率的で持続可能な施設運営を目指す。

④ 地元への譲渡

設置当初は公の施設として位置付けられていた施設であっても、実態として日常的な利用者が地域住民に限定される施設については、地元への譲渡を基本として検討を進める。

⑤ 民間活用の可能性

適正管理の観点から、サービス内容が民間と競合している施設や民間による利活用の可能性が見込まれる施設については、積極的に民間への売却や貸付を検討する。

3. 対象施設の見直し状況

《見直し結果》

◎「整理」 … 45施設

◎「町管理」 … 90施設



〔整理する施設の内訳〕

○「地元譲渡」… 14施設

○「売却または廃止」… 1施設

○「売却」… 4施設

○「廃止」… 17施設

○「売却または貸付」… 9施設

《町管理施設数》

施設類型	主な施設種類	施設数	
		見直し前	見直し後
(1) 町民文化施設	集会施設、文化施設	19	5
(2) 社会教育施設	図書館、資料館等	6	4
(3) スポーツ・ 観光レクリエーション施設	スポーツ施設、保養施設、 観光レクリエーション施設	40	23
(4) 産業施設	産業系施設	6	4
(5) 子育て支援施設	幼保・こども園、幼児・児童施設	9	7
(6) 保健・福祉施設	高齢者福祉施設、保健施設、 その他の社会福祉施設	8	3
(7) 行政施設	庁舎等、ごみ処理施設	8	7
(8) 医療施設	病院等、医師住宅等	10	8
(9) その他	その他(火葬場、屯所・災害備蓄倉庫等)	29	29
施設合計		135	90

《延床面積・削減率》

区分	延床面積	削減率
平成28年3月31日時点 計画当初	117,237㎡	—
令和7年4月1日時点 見直し前	102,530㎡	約12.5%
令和17年3月31日時点 見直し後	79,459㎡	約32.2%

※面積には学校教育施設、公営住宅施設の数値を含む

4. 個別施設の見直し方向

対象施設一覧

対象施設類型	主な施設種別	施設数	
		施設カルテ	簡易な建物
(1) 町民文化施設	①集会施設	16施設	—
	②文化施設	3施設	—
(2) 社会教育施設	①図書館	3施設	—
	②資料館等	2施設	1施設
(3) スポーツ・ 観光レクリエーション施設	①スポーツ施設	16施設	8施設
	②保養施設	1施設	—
	③観光レクリエーション施設	11施設	4施設
(4) 産業施設	①産業施設	5施設	1施設
(5) 子育て支援施設	①幼保・こども園	4施設	2施設
	②幼児・児童施設	3施設	—
(6) 保健・福祉施設	①高齢者福祉施設	4施設	—
	②保健施設	1施設	—
	③その他の社会福祉施設	3施設	—
(7) 行政施設	①庁舎等	3施設	4施設
	②ごみ処理施設	1施設	—
(8) 医療施設	①病院等	2施設	—
	②医師住宅等	3施設	5施設
(9) その他施設	①火葬場	1施設	—
	②屯所、災害備蓄倉庫等	9施設	19施設

4. 個別施設の見直し方向

(1) 町民文化施設

① 集会施設

○ 利用者が一定程度限定される集会施設や、主に自治会を介して活用している施設については原則「地元譲渡」とし、地元が必要としない場合には廃止することが望ましい。

なお、地元譲渡に当たっては、必要に応じて、町において最低限の施設整備を行うとともに、譲渡後は円滑な管理運営への移行措置として、自治振興交付金の上乗せ措置を講ずる方向で検討されたい。

また、譲渡に伴い、地元において既存の集会所を廃止する場合は、解体費の補助についても検討されたい。

○ 「筒賀公民館東区分館」は、近隣の類似施設（東区コミュニティセンター）に機能集約し、当該施設は「廃止」することが望ましい。

○ 広域避難所に位置付けている「修道活性化センター」及び町の生涯学習支援機能を併設する「筒賀ふれあいプラザ」については、引き続き「町管理」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	井仁棚田交流館	筒賀支所	地元譲渡
2	東区コミュニティセンター		
3	坂原コミュニティセンター		
4	殿賀ふれあいプラザ	加計支所	
5	つぼの地区交流センター		
6	安野ふれあいセンター		
7	坂根交流促進センター	地域協働課	
8	上殿コミュニティセンター		
9	戸河内交流センター	産業観光課	
10	四合生活改善センター		
11	寺領地区農業構造改善センター	教育課	
12	香南文化センター		
13	温井文化センター		
14	筒賀公民館東区分館	筒賀支所	廃止
15	修道活性化センター（広域避難所）		町管理
16	筒賀ふれあいプラザ（生涯学習支援機能併設）	筒賀支所	町管理

4. 個別施設の見直し方向

(1) 町民文化施設

② 文化施設

○ 平常時の多目的利用が多く、災害時の拠点施設としても位置付けている施設は引き続き「町管理」とすることが望ましい。

ただし、「川・森・文化・交流センター」については、老朽化による大規模改修が見込まれるため、移転も視野に入れ、多目的ホールや図書館、避難所など、個別の移転先を早めに検討することが望ましい。

○ 加計高等学校の存続に必要な生徒の受入れ施設である「黎明館」については、引き続き「町管理」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	川・森・文化・交流センター（広域避難所）	教育課	町管理
2	戸河内ふれあいセンター（災害時物資供給拠点）		
3	人材育成・交流センター「黎明館」		

4. 個別施設の見直し方向

(2) 社会教育施設

① 図書館

- 町の生涯学習の中心となる図書館については、当面「町管理」とするが、図書館は他機能との併設となっているため、図書館の入る建物が移転する場合は、他の施設への移転を検討されたい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	町立図書館 (川・森・文化・交流センター内)	教育課	町管理
2	町立図書館筒賀分室 (筒賀ふれあいプラザ内)		
3	町立図書館戸河内分室 (地域支援センター内)		

4. 個別施設の見直し方向

(2) 社会教育施設

② 資料館等

- 収藏品等について、外部機関の協力を得ながら整理を行ったうえで、郷土資料展示室（筒賀民具収蔵庫）に集約することが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	郷土資料展示室（筒賀民具収蔵庫）	教育課	町管理（集約後）
2	道の口民具資料収蔵庫		廃止（集約後）
3	筒賀民具収蔵庫（倉庫）※簡易な建物		

4. 個別施設の見直し方向

(3) スポーツ・観光レクリエーション施設

① スポーツ施設

- 「加計町民体育館」は、町内外からの利用者が多く、また災害時物資供給拠点としても位置付ける施設のため、「町管理」とすることが望ましい。
- 小学校に付帯するプールや保育施設の利用に供するプール、及び広場等における管理棟や東屋、倉庫等の付帯施設については、引き続き「町管理」することが望ましい。
- 学校統廃合により役割を終えた施設（体育館及びプール）や地元利用がなされていない施設（スポーツ広場）については、「廃止」が望ましい。ただし、地元において活用希望がある場合は、地元譲渡を検討すること。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	加計町民体育館（災害時物資供給拠点）	教育課	町管理
2	戸河内水泳プール（小学校付帯）		
3	上殿水泳プール（ 〃 ）		
4	筒賀水泳プール（ 〃 ）		
5	加計水泳プール（ 〃 ）		
6	修道水泳プール ※保育施設の利用		
7	旧津浪小学校体育館		廃止
8	津浪水泳プール		
9	寺領水泳プール		
10	松原水泳プール		
11	猪山水泳プール		
12	平見谷水泳プール		
13	井仁水泳プール		
14	坂原水泳プール		
15	温井水泳プール		
16	坂根スポーツ広場		
17	広場等の付帯施設 ※簡易な建物8施設		町管理

4. 個別施設の見直し方向

(3) スポーツ・観光レクリエーション施設

② 保養施設

- 観光拠点として一定の収入が見込まれるため、民間への「売却」を検討することが望ましい。

なお、売却に際しては、現行の利活用を継承する観点から、用途指定を付帯条件とすることを検討されたい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	グリーンスパつつが	産業観光課	売却

4. 個別施設の見直し方向

(3) スポーツ・観光レクリエーション施設

③ 観光レクリエーション施設

- 民間による活用が期待できる施設については、売却が見込まれる場合は「売却」を優先し、それ以外については「貸付」も含めて検討してはどうか。

ただし、「筒賀ふれあい農園」については、借地であることを踏まえ、施設の売却が見込まれない場合は「廃止」を検討することが望ましい。

なお、売却に際しては、現行の利活用を継承する観点から、用途指定を付帯条件とすることを検討されたい。

- 民間活用が見込まれない施設については、町の観光拠点としての役割を勘案し、引き続き「町管理」とすることが望ましい。また、他施設に付帯する簡易な施設（トイレ等）についても、引き続き「町管理」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	龍姫湖のさと温井	産業観光課	売却または貸付
2	セリエ戸河内		
3	杉ノ泊ホビーフィールド		
4	筒賀交流の森（森林館）		
5	ぬくい夢の丘		
6	筒賀ふれあい農園		売却または廃止
7	道の駅来夢とごうち		町管理
8	三段峡交流館		
9	深入山山村生活体験施設		
10	深入山グリーンシャワー（管理棟）		
11	地域体験交流館（太田川交流館かけはし）		
12	キャンプ場トイレ ほか ※簡易な建物 4 施設		

4. 個別施設の見直し方向

(4) 産業施設

① 産業施設

- 民間による利活用の可能性がある施設については、民間への「売却または貸付」の方向で検討することが望ましい。
- ライスセンターや加工施設など、町の農業振興施策を担う施設として位置付けている施設については、引き続き「町管理」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	筒賀地域食材供給施設	産業観光課	売却または貸付
2	ビオトープ川登	加計支所	
3	本郷ライスセンター		町管理
4	津浪ライスセンター		
5	津浪農産物処理加工施設		
6	空谷漬物貯蔵庫（倉庫）※簡易な建物		

4. 個別施設の見直し方向

(5) 子育て支援施設

① 幼保・こども園

- 地域子育て拠点として必要な施設は、引き続き「町管理」とすることが望ましい。
- 倉庫など学校付帯施設として存在するものは、総量適正化の観点から「廃止」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	修道保育所	教育課	町管理
2	筒賀保育所		
3	認定こども園とごうち		
4	加計認定こども園あさひ		
5	旧戸河内幼稚園ほか (学校付帯施設) ※簡易な建物 2 施設		廃止

4. 個別施設の見直し方向

(5) 子育て支援施設

② 幼児・児童施設

- 地域子育て拠点として必要なことから、引き続き「町管理」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	加計放課後児童クラブ	教育課	町管理
2	筒賀児童センター		
3	夢づくり交流館		

4. 個別施設の見直し方向

(6) 保健・福祉施設

① 高齢者福祉施設

- 民間による一定の活用可能性が見込まれる施設については、民間への「売却または貸付」を検討することが望ましい。

なお、売却に際しては、現行の利活用を継承する観点から、用途指定等を付帯条件とすることを検討されたい。

- 町の複合拠点に位置付ける「地域支援センター」及び、戸河内診療所と連携する「サポートセンターふれあい」については、当面「町管理」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	戸河内デイサービスセンター	健康福祉課	売却または貸付
2	高齢者生活福祉センターひまわり		
3	地域支援センター		町管理
4	サポートセンターふれあい		

4. 個別施設の見直し方向

(6) 保健・福祉施設

② 保健施設

- 安芸太田病院の併設施設であり、引き続き「町管理」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	加計保健福祉総合施設「あんしん」	健康福祉課	町管理

4. 個別施設の見直し方向

(6) 保健・福祉施設

③ その他の社会福祉施設

- 「修道せせらぎ文化センター」は、利用者が一定程度限定され、集会所的な活用をしている施設のため、他の集会施設と同様に「地元譲渡」を前提に検討されることが望ましい。
- 「ユニバーサルリビングやまゆり寮」については、民間による活用可能性が見込まれることから「売却」を検討されたい。
- 「筒賀福祉センター」は、既存施設（筒賀ふれあいプラザ）への機能移転を前提に「廃止」を検討することが望ましい。ただし、広域避難所の機能については、当該施設とは切り離し、別に検討が進められている筒賀拠点への移転（集約）を前提として検討されることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	修道せせらぎ文化センター	健康福祉課	地元譲渡
2	ユニバーサルリビングやまゆり寮		売却
3	筒賀福祉センター（広域避難所）	筒賀支所	廃止

4. 個別施設の見直し方向

(7) 行政施設

① 庁舎等

- 行政施設については、引き続き「町管理」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	町役場本庁（本館・東館）	総務課	町管理
2	町役場加計支所（東館・西館）	加計支所	
3	町役場筒賀支所（本館・情報管理棟）	筒賀支所	
4	無線中継局×3ヶ所 ほか ※簡易な建物 4 施設	危機管理室ほか	

4. 個別施設の見直し方向

(7) 行政施設

② ごみ処理施設

○ 大型設備が老朽化している状況等を踏まえ、施設は「廃止」とし、業務は民間委託を検討することが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	ポックルくろだおクリーンセンター	衛生対策室	廃止

4. 個別施設の見直し方向

(8) 医療施設

① 病院等

- 両施設とも「町管理」とするが、今後の施設の動向については「病院事業あり方検討委員会」における検討結果を踏まえられたい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	安芸太田病院（入院棟・外来棟）	安芸太田町 病院事業	町管理
2	安芸太田戸河内診療所		

4. 個別施設の見直し方向

(8) 医療施設

② 医師住宅等

- 民間による運営の可能性が見込まれる場合は、現状の居住施設としての利用を前提に「売却」を検討し、その他は「町管理」の方向で検討することが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	つつじ寮	安芸太田町 病院事業	売却
2	看護師寮（第2つつじ寮）		
3	医師住宅2棟		町管理
4	医師住宅（小規模）ほか ※簡易な建物5施設		

4. 個別施設の見直し方向

(9) その他施設

① 火葬場

- 町にとって必要不可欠な施設であり、引き続き「町管理」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	安芸太田町火葬場千風苑	税務住民課	町管理

4. 個別施設の見直し方向

(9) その他施設

② 屯所、災害備蓄倉庫等

- 消防組織法に基づく施設については、引き続き「町管理」とし、その他の町にとって必要不可欠な施設（バス待合所など）についても、引き続き「町管理」とすることが望ましい。

No.	施設名	所管課	施設の方向性等
1	上殿地区災害備蓄倉庫	危機管理室	町管理
2	寺領地区災害備蓄倉庫		
3	坪野多目的災害備蓄倉庫		
4	上本郷多目的災害備蓄倉庫		
5	川北地区災害備蓄倉庫		
6	筒賀地区災害備蓄倉庫		
7	土居地区災害備蓄倉庫		
8	修道災害備蓄倉庫		
9	消防屯所（第3分団第7部）		
10	バス待合所 ほか ※簡易な建物 19 施設		

(参考資料)

○安芸太田町行財政審議会 審議経過

公共施設等個別施設の方向性について

項目	開催年月日	審議内容等
第1回	2025年(令和7年) 6月30日(月)	○副会長の互選 ○諮問「公共施設等個別施設の方向性について」 ○説明「施設概要及び審議内容、スケジュール等」 ○施設方向性の協議 対象(集会施設、観光レクリエーション施設、 産業施設)
第2回	2025年(令和7年) 8月19日(火)	○施設方向性の協議 対象(行政施設、保健・福祉施設、医療施設、 その他施設)
第3回	2025年(令和7年) 10月29日(水)	○施設方向性の協議 対象(文化施設、社会教育施設、子育て支援施設、 スポーツ施設)
第4回	2026年(令和8年) 2月18日(水)	○施設方向性の協議(最終確認) 対象(これまでに協議を行った全施設) ○答申案「公共施設等個別施設の方向性について」

(参考資料)

安芸太田町行財政審議会 《委員名簿》

R7.2.1～R9.1.31

No.	名 前	選出区分	団 体 名 等
1	大江 昭 典	町議会議員	総務常任委員会委員長【副会長】
2	小 島 俊 二	町議会議員	総務常任委員会副委員長
3	宮 本 美智子	各種団体	安芸太田町女性連合会会長
4	佐々木 幸 男	各種団体	安芸太田町シニアクラブ連合会会長
5	小 田 康 治	各種団体	安芸太田町PTA連合会副会長
6	津 田 宏	各種団体	安芸太田町商工会会長
7	池 野 博 文	各種団体	安芸太田町社会福祉協議会副会長
8	重 田 司	各種団体	自治振興会代表（加計地区）
9	片 山 豊 和	各種団体	自治振興会代表（筒賀地区）
10	二 見 吉 康	各種団体	自治振興会代表（戸河内地区）
11	伊 藤 敏 安	学識経験者	周南公立大学人間健康科学部 教授【会長】
12	齋 藤 正 國	公募	町民公募委員
13	庄 野 忠 士	公募	町民公募委員